

## 第2章 各 論

### 第1節 総合的な施策の推進

#### 1 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例

本市の環境行政の根幹として、環境の保全及び創造に関する基本理念や行政・事業者・市民の責務、施策の基本方針を定める「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」を平成11年3月に制定し、同年4月1日から施行した。

図4 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例の体系図

(制定の趣旨) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくために制定する。(前文)

#### 第1章 総 則

**目 的** 市民の健康で安全かつ快適な生活の確保のため、環境の保全及び創造に関する基本理念、本市・事業者・市民の責務、施策の基本的事項を定める。(第1条)

(用語の定義) 環境への負荷、地球環境保全、公害(第2条)

**基本理念** (第3条) 暮らしやすい豊かな環境の継承 自然に恵まれたまちづくりの実現  
豊かな環境を保ちながら発展していくまちづくりの実現 地球環境をまもるための活動の推進

**各主体の責務と協働** 本市の責務(第4条) 市民の責務(第6条)  
事業者の責務(第5条) 三者の協働(第7条)

環境月間(第8条)

年次報告(第9条)

#### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

**第1節 地域の環境の保全及び創造(まちや自然をまもるための指針)**  
環境の保全上の支障を防止するための措置(第10条) 自然との触れ合いの確保(第12条)  
河川等における環境の保全等(第11条)

**第2節 環境に配慮した都市の形成の推進(環境に配慮したまちをつくるための指針)**  
環境に配慮した都市構造の形成(第13条) 水の健全な循環等(第17条)  
開発事業における環境への配慮の促進(第14条) 都市緑化の推進(第18条)  
環境に配慮した建築物の普及(第15条) 良好な都市景観の形成(第19条)  
環境への負荷の少ないエネルギーの利用等(第16条)

**第3節 環境に配慮した行動様式の推進(まちに住むためのルールづくりに関する指針)**  
環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進(第20条) 市民等の自発的な活動の促進(第24条)  
資源の循環的な利用等の推進(第21条) 事業者の自主的な取組の促進(第25条)  
情報の提供(第22条) 環境への負荷の低減に資する産業の振興(第26条)  
環境教育の推進等(第23条) ごみの散乱の防止(第27条)

**第4節 環境に配慮した交通等に係る施策の推進**  
交通体系の整備等(第28条) 環境への負荷の少ない自動車の購入等の促進(第31条)  
自転車及び歩行者を主体とした道路の整備(第29条) 自動車の停止時の原動機の停止(第32条)  
自動車の効率的な使用等(第30条)

**第5節 地球環境保全の推進** 地球環境保全に貢献できる施策の推進等(第33条)

**第6節 施策の総合的かつ計画的な推進**  
環境基本計画(第34条) 調査及び研究の実施等(第37条)  
施策の策定等に当たっての配慮(第35条) 環境影響評価の推進(第38条)  
国、他の地方公共団体等との協力(第36条)

#### 第3章 環境審議会

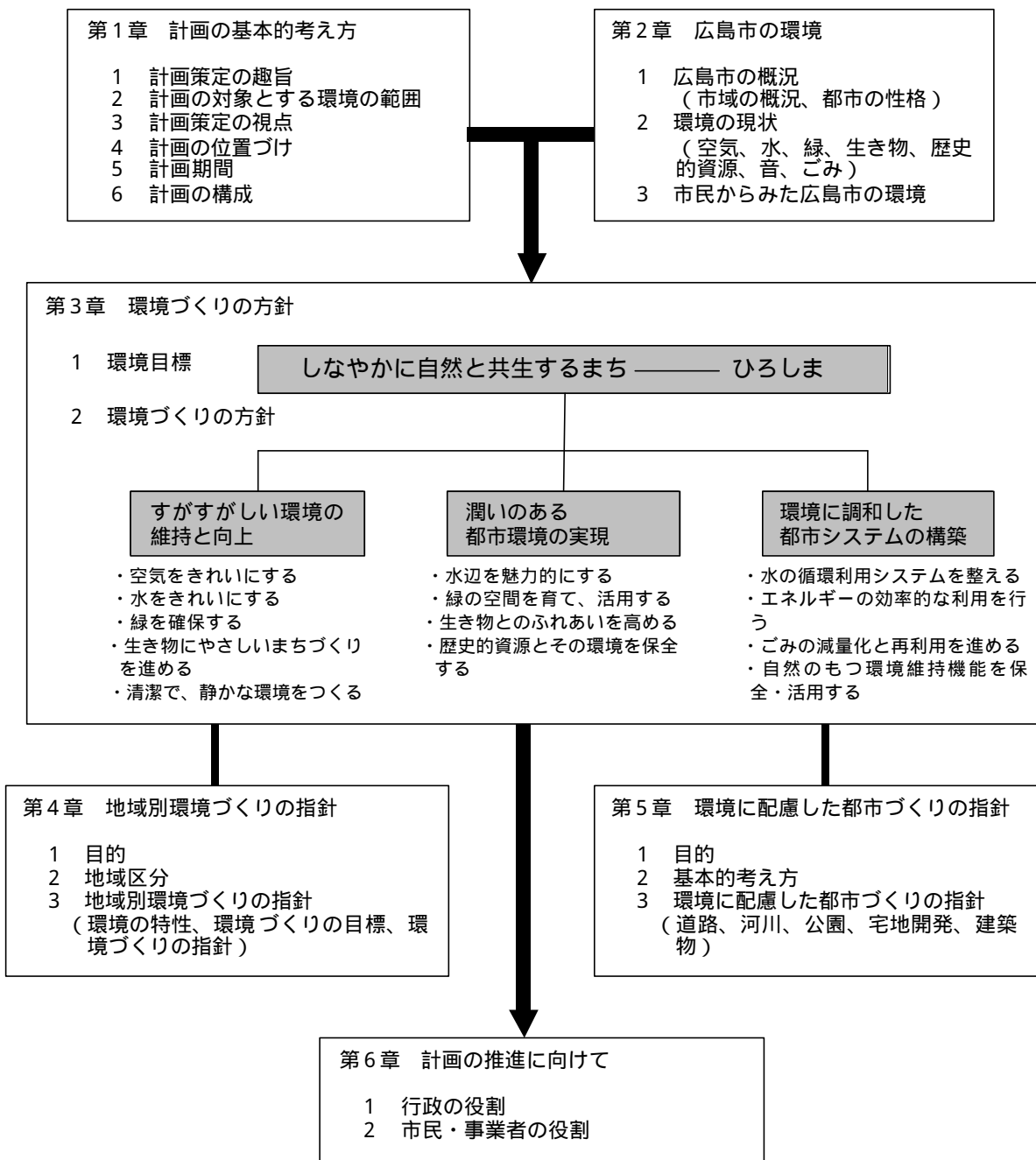
環境の保全及び創造に関する基本的事項を審議する附属機関の設置(第39条)

## 2 広島市環境管理計画

都市生活型公害や地球環境問題などの今日的課題とともに、本市の地域特性などを踏まえ、21世紀に向けての環境の保全と創造に係わる基本計画として、平成5年3月に「広島市環境管理計画」を策定した。

この計画は、広島市基本構想に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための、部門計画として位置づけられ、計画の期間は平成12年度までとしている。（本計画の後継の計画として「広島市環境基本計画」を平成13年10月に策定している。）

図5 「広島市環境管理計画」構成図

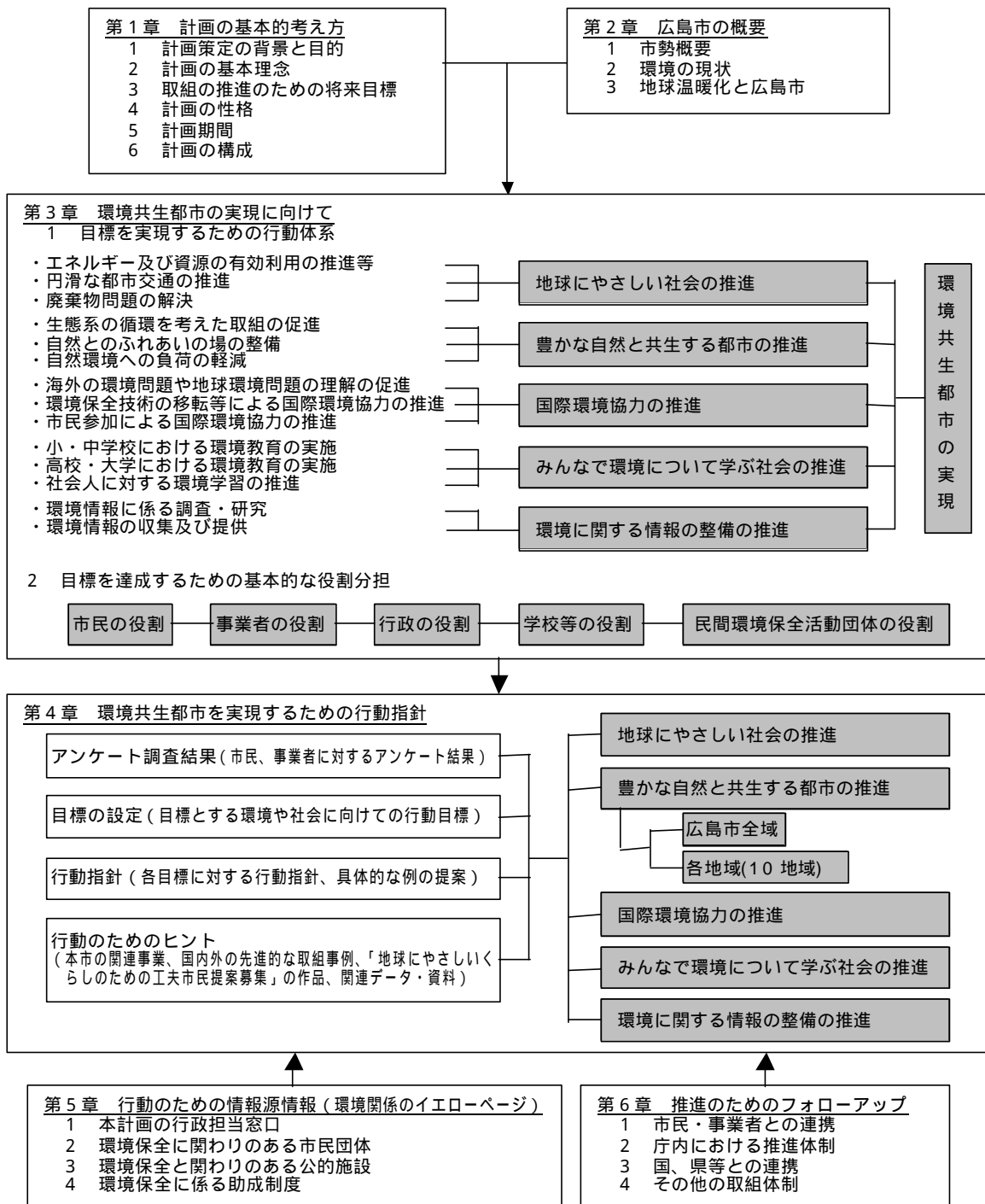


### 3 地球にやさしい市民行動計画

本市の市民、事業者、行政の全員が、同じ地球上に住む一人の地球市民としての自覚を持ち、それぞれの立場で地域において地球環境に配慮した行動を率先して実行するための指針として「地球にやさしい市民行動計画」を平成8年3月に策定した。

この計画は、「広島市環境管理計画」の目標を実現するための具体的な行動計画として位置づけられ、計画の期間は21世紀の初頭を目標としている。

図6 「地球にやさしい市民行動計画」構成図



## 4 環境影響評価制度

### (1) 広島市環境影響評価条例

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、土地の形状の変更、工作物の新設等の環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、あらかじめその事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果を公表してこれに対する市民や専門家の意見を聴くことにより、環境に配慮した適切な事業とすることを目的とする制度である。

本市では、一定規模以上の開発事業等を行うに当たって環境影響評価を行うための一連の手続きを定める「広島市環境影響評価要綱」を平成7年に制定し、運用してきた。

しかし、近年、行政運営の公正の確保や透明性が求められるようになり、また、国・県においても法・条例を制定したことから、本市においても平成11年3月に「広島市環境影響条例」を制定し、同年6月12日から本格施行した。

条例では、新たに、事業計画立案の早い段階から環境配慮を行う仕組みや、市民意見の提出機会の拡大、各種書類の公表、事後調査制度の充実について盛り込んでいる。

調査、予測、評価する環境影響評価項目の概要は図7のとおりである。また、条例の対象となる事業の種類・規模及び手続きフローは、それぞれ表8、図8のとおりである。

図7 環境影響評価項目の概要

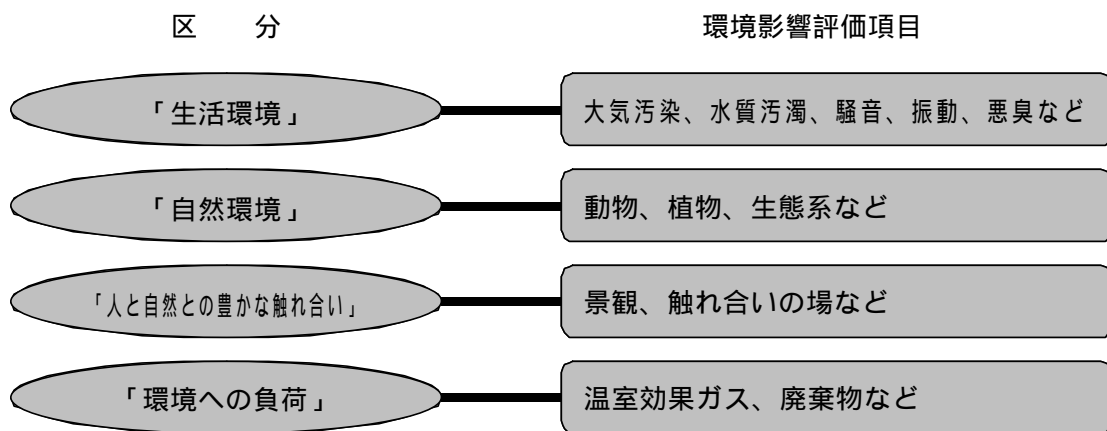
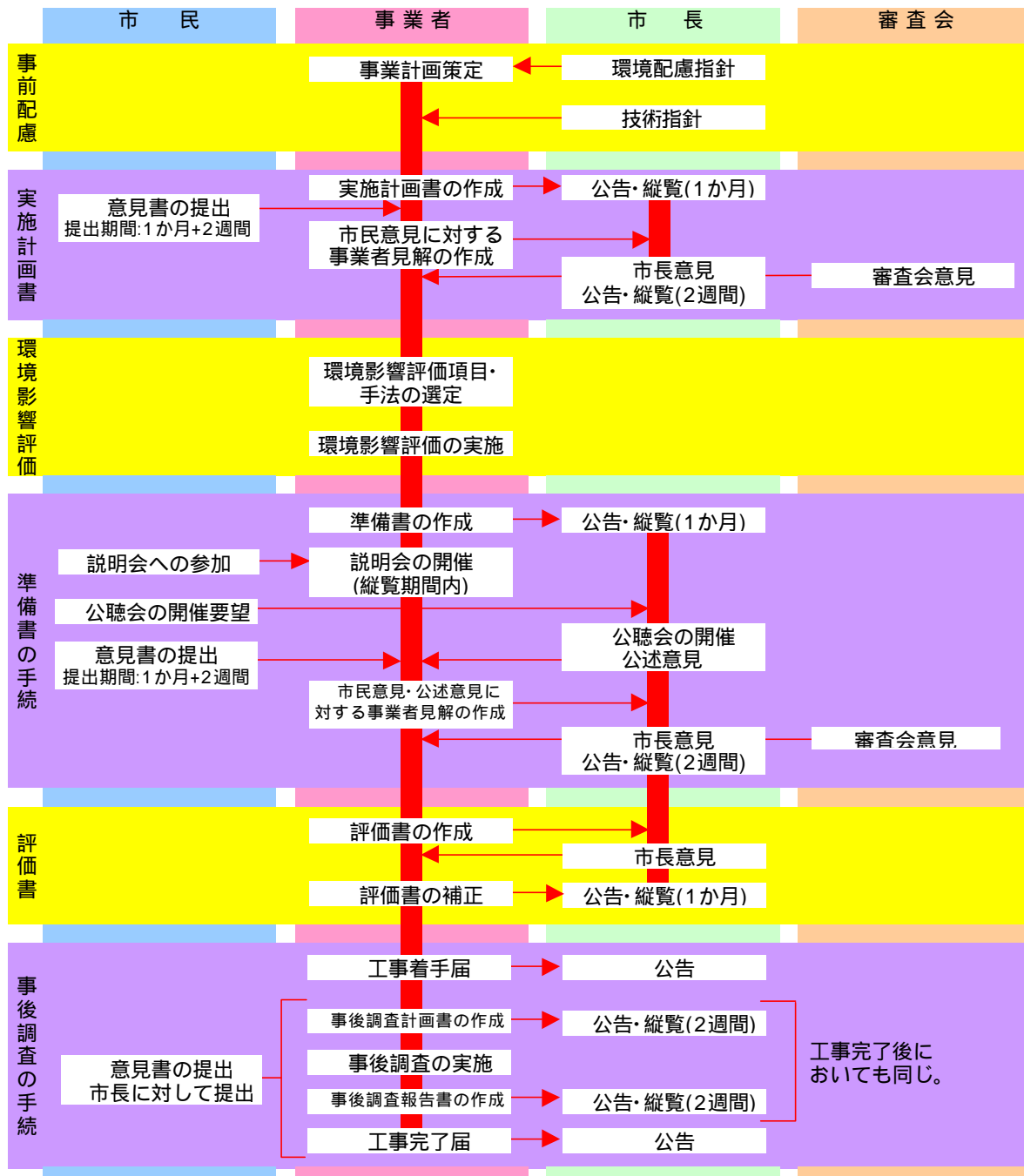


表 8 広島市環境影響評価条例の対象となる事業

対象事業の種類	規模の要件の概要
1 道路の新設又は改築の事業	
自動車専用道路・指定都市高速道路	新設又は改築（車線の増加に係る部分の長さが1km以上）
林道	新設（幅員6.5m以上、かつ、3km以上）又は改築（幅員6.5m以上、かつ、幅員の増加に係る部分の長さが3km以上）
～ 以外の道路	新設（4車線以上、かつ、3km以上）又は改築（4車線以上、かつ、車線の増加に係る部分の長さが3km以上）
2 ダムの新築、堰の新築又は改築その他河川工事の事業	
ダム（貯水面積）	新築（貯水面積が40ha以上）
堰（湛水面積）	新築（湛水面積が40ha以上）又は改築（湛水面積が20ha以上増加し、かつ、改築後の湛水面積が40ha以上）
放水路（地形改変面積）	新築（土地の形状変更面積が40ha以上）
3 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	建設又は施設の改良（改良に係る部分の長さが1km以上）
4 空港その他の飛行場又はその施設の設置又は変更の事業	飛行場の設置又は滑走路の延長（250m以上の延長）
5 電気工作物の設置又は変更の工事の事業	
水力発電所	設置（1.5万kw以上）又は変更（1.5万kw以上）の工事
火力発電所	設置（5万kw以上）又は変更（5万kw以上）の工事
6 廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事業	
廃棄物焼却施設	設置（8t/h以上）又は変更（8t/h以上の増加）
し尿処理施設	設置（100kl/日以上）又は変更（100kl/日以上の増加）
最終処分場	設置（3ha以上）又は変更（3ha以上の増加）
7 公有水面の埋立て又は干拓の事業	埋立て又は干拓の区域の面積が25ha以上（特別区域15ha以上）
8 土地区画整理事業	施行区域の面積が40ha以上（市街化調整区域を20ha以上含む場合は20ha以上）
9 住宅団地の造成事業	施行区域の面積が20ha以上
10 工業団地の造成事業	
面積	施行区域の面積が10ha以上
排出ガス量	工業団地における排出ガス量の合計が4万m <sup>3</sup> N/h以上
排出水量	工業団地における排出水量の合計が5,000m <sup>3</sup> /日以上
11 流通業務団地の造成事業	施行区域の面積が10ha以上
12 スポーツ・レクリエーション施設等の新設又は増設の事業	
都市公園又は第二種特定工作物	新設（形状変更区域の面積が20ha以上）
ゴルフコース	新設（形状変更区域の面積が5ha以上）又は増設（形状変更区域の面積が5ha以上）
13 下水道の終末処理場の新設又は増設の事業	終末処理場の新設又は増設（計画処理人口10万人以上）
14 工場又は事業場の新設又は増設の事業	
敷地面積	形状変更区域の面積が10ha以上
排出ガス量	工場又は事業場からの排出ガス量が4万m <sup>3</sup> N/h以上
排出水量	工場又は事業場からの排出水量が5,000m <sup>3</sup> /日以上
15 土石等の採取の事業	新設（20ha以上）又は増設（20ha以上）
16 大規模建築物の新築の事業	建築物の高さ100m以上、かつ、延べ面積10万m <sup>2</sup> 以上
17 墓地又は墓園の新設の事業	形状変更区域の面積が20ha以上
18 複合用地の造成事業	施行区域の面積が20ha以上（工業、流通系を含む場合は10ha以上）

図 8 広島市環境影響評価条例の手続きフロー



要綱から新たに追加された手続き

## (2) 広島市環境影響評価審査会

広島市環境影響評価条例第 36 条の規定に基づき、市長の附属機関として広島市環境影響評価審査会を平成 11 年 5 月に設置した。

審査会は市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他必要な事項を調査審議する。

委員の任期は 2 年で、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は指定することとしており、平成 12 年度末現在で 16 名が委員に就任している。

### (3) 環境影響評価制度の運用状況

平成 11 年度から、広島市環境影響評価条例に基づき、出島埋立地区廃棄物処分場設置事業について環境影響評価の手続きを行っている。

なお、本件は、条例施行後初めての適用事業である。

#### 出島埋立地区廃棄物処分場設置事業の概要

事業者：広島県知事

場所：広島市南区出島二丁目地先公有水面

種類：廃棄物最終処分場

埋立面積：約 18ha

埋立容量：約 308 万 m<sup>3</sup>

埋立期間：約 10 年

#### 手続きの概要

本件は、まず、平成 11 年 12 月に、広島県から環境影響評価実施計画書が提出され、この公告・縦覧を行い、市民意見を聴取した。また、広島市環境影響評価審査会を 2 回開催し、市民意見、市民意見に対する事業者見解等を踏まえて、同計画書に対する市長意見を述べた。

平成 12 年度においては、広島県から平成 13 年 1 月に環境影響評価準備書が提出され、この公告・縦覧を行い、広島市環境影響評価審査会を 1 回開催した。

## 5 ひろしま西風新都環境管理指針

西風新都建設事業は、本市の中心から 5～10km の距離に位置する安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区の丘陵地約 4,570ha に、本市が飛躍・発展するための先導的開発地域として位置付け、人口 10 万人規模の「住み」「働き」「学ぶ」「憩う」という複合的な機能を備えた都市拠点を、行政、民間開発事業者、地域住民が適切な役割分担と協力関係のもとに、建設するものである。

「ひろしま西風新都環境管理指針」は、西風新都の環境の現状を踏まえ、この地域のまちづくりを行っていくに当たって、環境面から各種の計画を調整し、望ましい地域環境へと誘導するため、昭和 63 年度に策定したものである。

この指針は、自然環境の保全、公害の防止、アメニティの創造の 3 分野を対象に、広島市環境情報システムで作成した環境情報（100mメッシュデータ）と将来の土地利用計画から本地域の環境の変化を予測し、これを基に望ましい環境保全目標を設定しており、環境と調和のとれたまちづくりを推進していることが特徴である。

## 6 広島・呉地域公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第 17 条の規定に基づき、現に公害が著しい地域等において、環境大臣の指示により関係都道府県知事が作成し、環境大臣の同意を得て策定するものであり、

地球環境の保全をも視野においた総合的な公害防止施策を講じるための計画である。

広島地域では、「広島・呉地域公害防止計画」として、昭和 50 年度から平成 11 年度まで、5 年の計画期間ごとに 5 期実施された。この間、公害防止に関する諸施策の推進により、産業型公害については全般的に改善されてきたものの、自動車による大気汚染・騒音問題、生活排水による河川・海域の水質汚濁といった都市・生活型公害が継続的に取り組むべき課題となっている。

平成 12 年度から 16 年度までの第 6 期公害防止計画では、新たな課題として、「廃棄物・リサイクル対策」が加えられ、主要課題として、交通公害対策、都市内河川の水質汚濁対策、広島湾及び呉地先海域の水質汚濁対策、廃棄物・リサイクル対策を掲げている。

## 7 広島市環境審議会

広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第 39 条の規定に基づき、市長の附属機関として広島市環境審議会を平成 12 年 1 月に設置した。

環境審議会は市長の諮問に応じ、(1)環境基本計画に関する事、(2)環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議する。

委員の任期は 2 年で、学識経験者、関係行政機関の職員、各種団体の関係者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱することとしており、平成 12 年度末現在で 22 名が委員に就任している。

平成 12 年度は、広島市環境基本計画の策定に関して、5 回の審議会を開催した。

## 8 広島市環境調整会議（庁内組織）

環境の保全及び創造に関する本市の施策について総合的に調整・推進するため、「広島市環境調整会議」を平成 12 年 1 月に設置した。

この会議は

環境局担任助役を会長、その他の助役を副会長及び各局長等を委員とする「会議」

会議の円滑な運営を図るため、環境局次長を幹事長、環境局参事を副幹事長及び各局等の庶務担当課長を幹事とし、会議の下に置かれる「幹事会」

幹事会の事務を補佐するため、個別の事項について調査検討を行うことを目的に必要に応じて設置される「分科会」

から構成されている。

平成 12 年度は、主に広島市環境基本計画の策定に係る検討・調整のため、「会議」を 1 回、「幹事会」を 4 回、それぞれ開催した。